



郡 衙

—栗東町岡遺跡—

財団法人栗東町文化体育振興事業団

技 師 雨 森 智 美

はじめに

1986年、滋賀県栗太郡栗東町大字岡・目川・^{おか めがわ}下戸山で、ほ場整備事業に先立って、埋蔵文化財があるかどうか確認する調査が行われました。その場所は天井川である^{こんぜ}金勝川・草津川が合流するところで、付近に古墳が点在していることは以前から知られていましたが、水田の下にどんな遺跡があるのか、全くわかっていないところだったのです。

調査では耕作土を掘るとすぐに、1辺1mを超える柱穴がくっきりと現れ、それは規則的かつ大規模に広がっていったのです。水田の下にはすごい建物跡があるらしい、という予測のもと本格的な調査がはじまりました。調査がすすむにつれ、その遺構が律令時代の^{おうみのくにくりたぐんが}近江国栗太郡衙跡ではないかとする考えが、有力なものとなったのです。

郡衙とは

大宝元年(701)、大宝律令^{たいほうりつりょう}が完成し、律^{りつ}(刑法)・令^{りょう}(行政法など)で治められる中央集権的な国家が完成しました。土地は国家の所有とされ、^{こせき}戸籍が作成されて税金がとりたてられたのです。このような制度をすすめるため、地方では国一郡一里(のちに郷)の行政区画がつくられました。

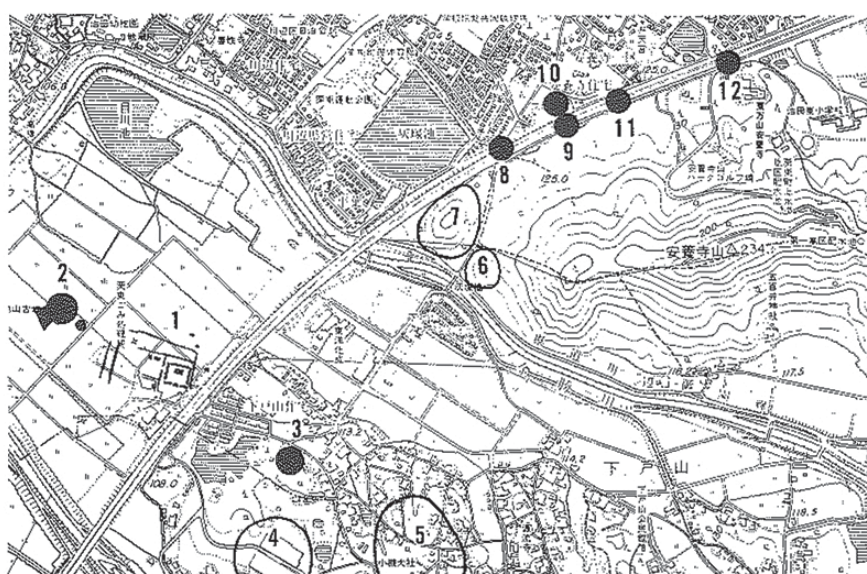
近江国の場合、延喜式^{えんぎしき}(平安時代)には12の郡が記載されています。そのひとつ、栗太郡^{くりもと}には、勢多^{せた}・木川^{きのかわ}・梨原^{なしはら}・治田^{はるた}・物部^{もののべ}の五郷があり(『和名類聚抄』)、その数から下郡(郷の数により大・上・中・下・小に格付けされた)といわれます。

国や郡には役所がおかれました。国の役所は^{こくふ}国府(国庁)といい、郡の役所を^{ぐんが}郡衙(「衙」とは役所施設のこと)といいます。

郡衙の施設の様子がよくとれる、数少ない文献史料の1つに、^{こうづけのくにこうたいいじつろくちやう}『上野国交替実録帳』があります。この史料は、^{ちやうげん}長元元年(1028)、上野国で国司が交替するにあたり、引き継ぎを行ったときの文書で、上野国内にある郡衙の施設が、克明に示されています。これによれば、郡衙には「^{ぐんちやう}郡庁」・「^{しやうそう}正倉」・「^{たち}館」・「^{くりや}厨家」といった施設があり、それぞれ数棟の建物からなっています。この史料は、記載されている建物が存在するものではなく、既に失われている建物の報告をしたものであるとされています。

郡衙遺跡が、発掘調査によってはじめて明らかにされたのは、1941年の^{ふるこおり}茨木県古郡遺跡です。発掘調査では、規則正しく並んだ倉庫群と考えられる建物が、いくつかのまとまりをもって建てられていたことがわかっています。1960年代以降になると、全国的に遺跡の発掘調査が増えたことにより、郡衙跡と考えられる遺跡も増加しました。

こうした資料をもとに郡衙遺跡の研究がすすめられ、郡衙遺跡とはどのようなものか、郡衙遺跡や郡庁がどう類型化されるか、といったことが追求されました。しかし、広い面積をもつ郡衙の全体像がわかる遺跡は少なく、また郡衙に地域によるちがいがあると考えられることから、各遺跡の立地や周辺の遺跡・交通路などの歴史的背景、出土遺物など総合



岡遺跡周辺図 (1:20000)

- 1 岡遺跡
- 2 地山古墳
- 3 下戸山古墳
- 4 北谷古墳群
- 5 小槻大社古墳群
- 6 和田古墳群
- 7 灰塚古墳群
- 8 下味古墳
- 9 新開1号墳
- 10 新開2号墳
- 11 山寺屋敷古墳
- 12 山ノ上古墳

的に考察していくことが、郡衙像を考えるうえで重要であると考えられています。

岡遺跡の周辺

律令期の栗太郡は、現在の草津市・栗東町・大津市と守山市の一部にあたり、南は瀬田川を、北は野洲川・境川を郡境としています。栗太郡の南部、瀬田地域では近江国府跡がみつっています。国府の北側には国府と同じで、かつ周辺の条里制地割と異なる方位の地割があり、従来は栗太郡衙ではないかとする考えがありました。また瀬田地域の丘陵部では、7世紀から8世紀にかけて大規模に製鉄を行っていたことが明らかになっています。

岡遺跡は、栗太郡の北部にあり、金勝山系から連なる丘陵の先端部にあたります。金勝川・草津川は、岡遺跡付近で合流しますが、両河川が土砂の堆積により天井川化しているので、遺跡は川の堤防に囲まれたようにみえますが、堤防がなかった律令期には見晴らしの良いところであったと思われます。

岡遺跡周辺では、4世紀以降、北谷11号墳（全長105mの前方後円墳）・下戸山古墳（直径50mの円墳状）・地山古墳（全長90mの帆立貝形前方後円墳）がつくられます。また、金勝川を挟んで北側の安養寺山西麓には、新開古墳があり、馬具や武具などを副葬していま

す。6世紀代になると、金勝川を挟んで岡遺跡を望む山麓に和田古墳群がつくられ、馬具などを副葬していることがわかっています。

岡遺跡の東側には、式内社である小槻大社があります。『正倉院文書』には、「従八位上おつきたいしゃ 栗太采女小槻山君しょうそういんもんじょ 広虫じゅはち いじょう」という人物が記載されていますが、采女は郡司のなかでも少領以上の姉妹や娘が天皇につかえるもので、小槻山君は郡の大領もしくは少領であったと考えられるのです。岡遺跡の東側にはその本拠地があったことが推定されます。

岡遺跡の発掘調査から

1986・1987年に行われた1次・2次調査では、約10haにわたる広い範囲で、遺構の分布や広がり調べる発掘が行われました。そして6世紀から14世紀にわたる遺構や遺物が見つかりました。それらは以下のようにⅥ期にわけられます。

- I期 6世紀末～7世紀頃
- Ⅱ期 7世紀後半～8世紀初頭
- Ⅲ期 8世紀前半～8世紀中頃
- Ⅳ期 8世紀後半～9世紀末
- V期 10世紀代
- Ⅵ期 12世紀後半～14世紀

I期には、堅穴住居や古墳がつくられています。

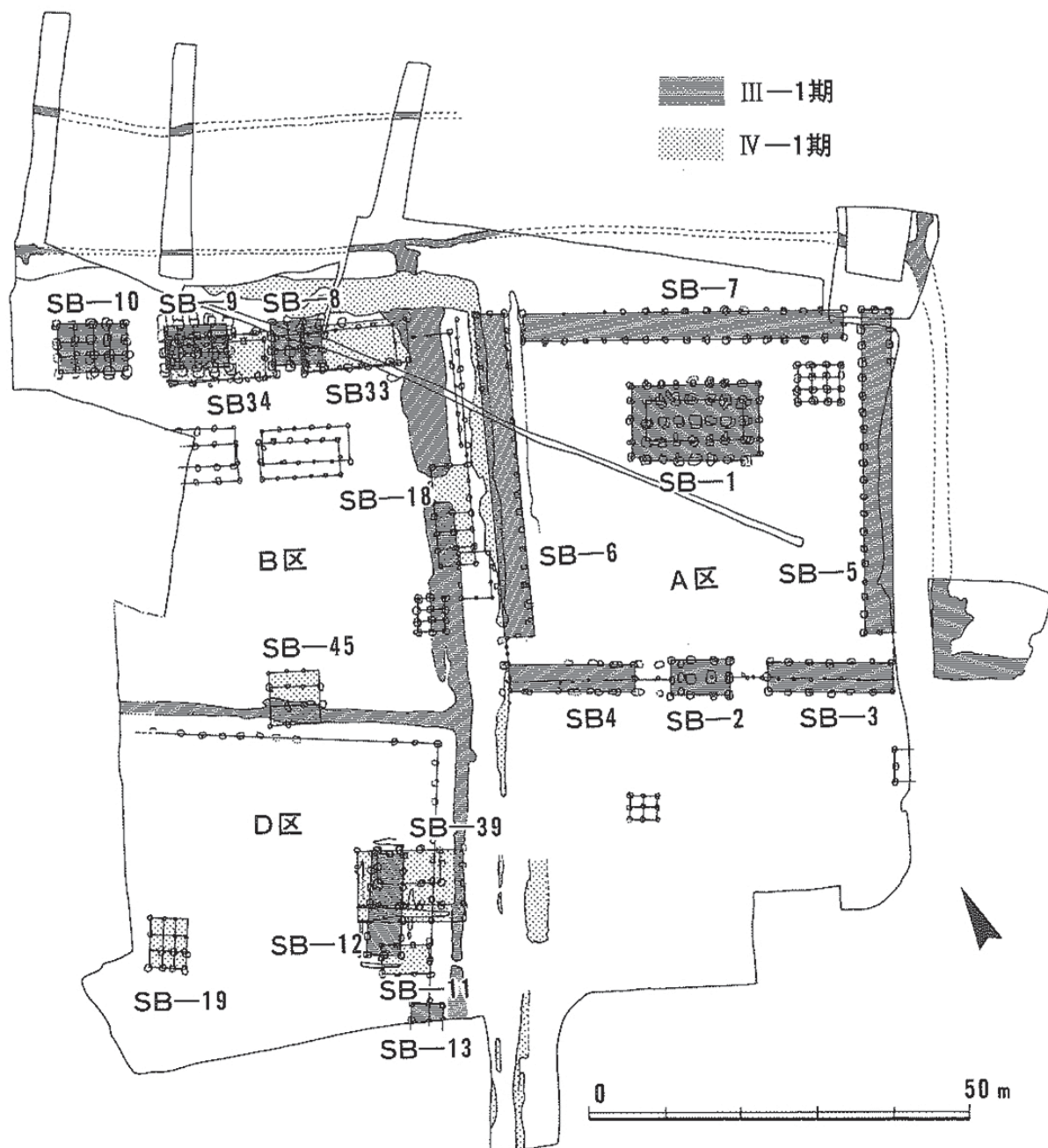
岡遺跡が大きな転換期をむかえるのがII期です。このころになると、建物は掘立柱建物^{ほったてばしらたてもの}という建て方で、地面に直接穴を掘って柱を建てます。建物の規模は、柱と柱の間がいくつあるかで表します。

II期の建物には、のちに広がる官衙的^{かんがてき}な建物群の萌芽といえる建物が出現します。SB-6Aは、18間×2間（42.3m×3.6m）の桁行^{けたいき}が長い特異な南北棟^{なんぼくとう}です。SB-14は、9間×2間に復元される東西棟^{とうざいとう}で、SB-6AとともにL字型の配置となっています。

III期になると、溝や塀によって区画された

建物群が広範囲に計画的にみられるようになります。これらの広がり、調査当時東西200m、南北300mと推定され、それらを囲んでいる溝と囲まれる建物の性格の違いから、A～Eの5地区に分けられました。

A区は、桁行^{けたいき}が長い建物5棟（SB-3～7）が回字型に配置され、内部に規模が大きい底付き^{ひさし}の建物（SB-1）が建てられます。SB-1の前には空間地があります。回字型の規模は、1辺約50mでほぼ¼町の面積を占めています。III期の建物群のなかでは、中心的な建物であったといえましょう。



岡遺跡遺構図



岡遺跡の空中写真

SB—1は、6間×2間で、四面に底をつける東西棟です。内部に東柱^{つかばしら}があり、床を上げる建物であったようです。底部分を含めた床面積は170㎡にもなり、柱を埋めるための穴は1辺1～1.6mの方形です。

回字型の南辺中央には、門（SB—2）があり、その両脇には6間×2間の東西棟が配置されます。

回字型の東辺にあたるSB—5は、19間×2間（42.3m×3.6m）の桁行が非常に長い南北棟です。西辺には、18間×2間（42.3m×3.6m）の南北棟であるSB—6Bが配置されます。これはⅡ期のSB—6Aを建て替えたものと考えられ、A区のほかの建物と軸方位がやや異なります。SB—7は北辺を構成する東西棟で、規模は16間×2間（42.3m×3.6m）です。

回字型の区画の西側には、溝（SD—1）があり、B区との境となっています。SD—1は幅3.5mのもので、中央に土橋があります。回字型の北側も溝で区画しています。

B区には3棟の総柱建物^{そうばしらたてもの}（SB—8～10）があります。SB—8は3間×3間、SB—9、10は4間×3間で、3棟の床面積は39～68㎡です。これらは、少しずつ規模を違え、東西1列に並んでいます。建物群の北側は、A区の北側からつづく東西方向の溝によって区画されています。3棟の南側には空間地があります。

1988年および1989年に実施された調査では、A区の東側でも総柱建物がみつかっており、回字型の建物群をはさんで両側に総柱建物があったことがわかりました。

B区の南側にあるD区は、幅約80cmの溝で区画されます。溝の内部には、柱列が等間隔に並び、^へ堀で囲まれていたことが考えられます。西側の堀には門と考えられる建物がとりつき、堀の内部には6間×2間の南北棟が確認されています。

他に、B区の西側のC区にも総柱建物が2

棟、北側のE区にも数棟の建物があり、それぞれ溝によって区画されていたことがわかりました。

Ⅲ期の後半になると、A区では回字型の南辺に配置されていたSB—3・4がなくなり、かわりに堀がおかれて回字状の空間を保っています。

ところで、岡遺跡では前述したように、平面的な検出を中心とした調査でしたが、そうした調査のおりにも土器などの遺物^{いぶつ}が多く出土しています。とくにⅡ・Ⅲ期の遺物には、須恵器^{すえき}・土師器^{はじき}・硯^{すずり}・石鈔^{せっか}（ベルトの飾り）・瓦があります。Ⅲ期の須恵器・土師器のうち、80%が須恵器であることが報告されており、近くに須恵器窯^{すえきよう}があったためであろうと考えられています。硯には円面硯^{えんめんけん}・転用硯^{てんようけん}があり、円面硯のなかには把手付中空円面硯^{とってつきちゆうくうえんめんけん}という珍しいものがあります。瓦には軒丸^{のきまる}・軒平^{のきひら}、丸平瓦^{まへん}がありますが、軒丸瓦のうち複弁^{ふくべん}のものは、岡遺跡の北3kmにある手原廃寺^{てはらいじ}の瓦と同じ範^{はん}をつかったものです。

その後の岡遺跡

8世紀後半から9世紀以降のⅣ期になると、溝によって区画されるⅢ期の特徴的な建物配置がくずれ、A区にあった回字状の建物群がなくなります。かわりにB区を中心としたところに5間×2間の東西棟が2棟（SB34、33）横にならび、2棟の前面にある空間地を囲うようにして東側に6間×2間の南北棟（SB—18）が配置されます。またD区には三面庇付の東西棟（SB—39）があります。Ⅳ期の建物群は4時期のうつりかわりが考えられています。

Ⅴ期になると、大規模な建物はほとんどなくなりますが、皇朝十二銭^{こうちょうじふにせん}や墨書土器^{ぼくしょどき}など、特殊な遺物が依然として出土しています。

Ⅵ・Ⅶ期には、岡遺跡周辺が大きく変わり集落がつくられていったようです。

岡遺跡の性格

以上みてきたように、岡遺跡では8世紀代を中心に、規模が大きい建物群が溝で区画さ

れて整然とならび、その一部が形をかえて9世紀代まで存続します。

Ⅲ期のA区は、これまで郡衙遺跡と考えられている福岡県小郡遺跡(筑後国御原郡衙)・鳥取県万代寺遺跡(因幡国八上郡衙)・茨城県神野向遺跡(常陸国鹿島郡衙)などの中心施設の配置と類似しています。桁行の長い建物を組み合わせて空間をつくる中心施設は、とくに7世紀末から8世紀前半代につくられる郡衙によくみられるもののなのです。

A区の東および西隣には総柱建物群からなる区画をもっています。これは倉庫と推定されますが、規模が大きいもので、一般的な集落にはみられないものです。倉庫は地方の役所にとって、税を収納したり、支配力を視覚で訴えることなどの点で、必要不可欠のもので、官衙跡を特徴づけるものであるといえます。

また、これまでに述べたように、岡遺跡の周辺には、有力な氏族が存在したことが考えられます。そして、古代の官道である東海道と東山道の分岐が近くにあった可能性があり、岡遺跡周辺が交通の要衝であったと考えられます。さらに、平野をのぞむ丘陵の先端部にあることなど、地方の政治の中心となり得る条件をそろえているのです。

これらの立地条件・遺構の配置・遺物の内容などから、岡遺跡は律令期の近江国栗太郡衙であると推定されています。岡遺跡の遺構を文献史料にでてくる郡衙諸施設と比較すると、A区が郡庁、B区は正倉にあたると考えられます。館とは、公の宿泊施設で、巡行する国司や伝馬を利用する旅人が休んだところであると考えられています。館の具体的な配置はよくわかりませんが、その性格上、格式のある建物であったと思われます。岡遺跡ではD区のみ堀で囲まれており特殊な空間をつくっていたことから、館の可能性が考えられます。厨家、すなわち郡衙の給食施設は、岡遺跡では現在のところ不明です。

このように岡遺跡は、『上野国交替実録帳』

に書き残された、失われた郡衙のイメージを私たちの前に甦せてくれたのです。

郡衙と関連する遺跡

滋賀県内では岡遺跡のほかに、高島郡衙の可能性のある高島町鴨遺跡・今津町日置前遺跡、野洲郡衙の可能性のある野洲町小篠原遺跡、蒲生郡衙と考えられている近江八幡市御館前遺跡、神崎郡衙の可能性のある五個荘町大郡遺跡などがあります。

それ以外にも、8世紀後半ころになると、郡衙跡と推定されるもののほかに、近江国では各地に小規模な倉庫群を中心に構成される建物群が出現します。岡遺跡の北約3kmにある手原遺跡では底付の大型の建物とともに、柱筋をそろえた倉庫群がみつかっています。岡遺跡とは草津川を隔てて近接する草津市大將軍遺跡や、草津市矢倉口遺跡でも、奈良から平安時代の倉庫群などがみつかっています。同じころ岡遺跡では区画がくずれ、規模をやや縮小します。手原遺跡などの倉庫群の出現は、郡衙の状況と関連している可能性があります。

おわりに

岡遺跡では1994年の調査で、郡衙域の東を限ると想定できる溝が出土しており、郡衙の範囲は少なくとも東西280m、南北300mに及ぶと考えられるようになりました。郡衙はこうした広い範囲に及ぶもので、しかも掘立柱建物で構成されるので、人々の記憶から消えさると、部分的な調査ではその性格を判別しづらいものです。岡遺跡のように、その全容がわかる調査例は少なく、全国の郡衙の構造・変遷などを考え得る稀な例なのです。保存された栗太郡衙は、周辺に広がる古墳群などとともに、郷土の歴史を知ることができる遺跡として、後世に伝えられることでしょう。

滋賀文化財教室シリーズ No.155号

発行年月日 1995年12月5日
編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
〒520-21 大津市瀬田南大萱町1732-2
TEL(0775)48-9780 FAX(0775)43-1525